

港湾関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領

(総 則)

第1条 この要領は、一般財団法人 沿岸技術研究センター（以下「沿岸センター」という。）が行う港湾関連民間技術の確認審査・評価事業「Examination and Certification of Private sector's Advanced coastal Technology (ECPAT)」の実施に適用するものとする。

(評価の対象技術)

第2条 港湾、航路、海岸等の沿岸域の整備、利用、修復、保守、管理に利用できる技術であって、民間が開発した工法を中心とした技術を主な対象とする。

(評価の申込み)

第3条 沿岸センターに技術の評価を依頼しようとするもの（以下「依頼者」という。）は、様式1~3に定める各依頼書及び評価の依頼の前提条件確認書に、必要書類を添えて沿岸センターに申し込むものとする。

- 2 前項の書類とは、依頼者提出資料、受付け審査基準確認書、会社概要等、受付け審査に必要な資料とする。
- 3 これらの書類のうち、守秘義務の対象となる非公開情報として取り扱いを希望する場合は、提出書類に「非公開情報」と明示すること。ただし、第8条に規定する評価委員会において評価および公開が決定された技術情報については、沿岸センターの普及活動に使用されることに同意するものとする。

(評価の依頼の前提条件および受付け審査)

第4条 依頼者は、評価依頼技術について、依頼時点において以下に示す各号をすべて満たすものとする。

- (1) 違法性がないこと。
- (2) 評価依頼技術に係わる工業所有権等の権利侵害等がないこと。
- (3) 評価依頼技術の内容に虚偽がないこと。
- (4) 依頼者の他に評価依頼技術の共同開発者、特許保有者がいる場合、本事業への申込に対する承諾を得ていること。
- (5) 依頼者が複数の場合は、評価依頼技術に係わる各依頼者の責任の所在が明確にされていること。
- (6) 評価依頼技術の内容に係わる全てについて開示できるものであること。
- (7) 評価依頼技術に起因する工事事務等が生じた際の責任は、全て依頼者が負うものであること。
- (8) 技術内容の審査のため、必要に応じ、評価委員会が指示する試験等を依頼者の負担により実施できること。
- (9) 沿岸センターの普及活動に使用されることに同意するものとする。
- (10) 技術内容を説明する書類および説明は、全て日本語で対応がなされること。
- (11) その他審査評価等について、本実施要領以外の事項については依頼者の責任に帰属

するものであること。

- 2 沿岸センターは、評価依頼技術について、別紙－１に定める受付け審査基準に基づき、評価対象としての適否を審査するものとする。
- 3 受付け審査は、沿岸センター役職員から構成される受付け審査会において実施する。

(依頼者との協議)

第5条 沿岸センターは、前条の規定により、評価対象として適当と認められた技術（以下、「評価対象技術」という。）について、次の各項目について依頼者と協議を行うものとする。

- 一 評価の範囲
- 二 評価期間
- 三 所要経費及びその納入方法
- 四 評価証の作成に関する事項
- 五 提出資料の種類と提出部数
- 六 その他

(評価依頼の承諾)

第6条 沿岸センターは、依頼者と協議が整ったときは、評価依頼承諾書を依頼者に送付するものとする。

- 2 評価依頼書の内容に変更が生じるときは、依頼者は沿岸センターと協議するとともに、変更した依頼書の承諾を得るものとする。

(評価に当たる者の選任)

第7条 沿岸センターは、評価対象技術に関し学識経験を有する者の中から、評価にあたる者を選任するものとする。

(評価の方法)

第8条 評価対象技術の評価は、沿岸センター役員を含む前条の規定により選任された学識経験者により構成される港湾関連民間技術の確認審査・評価委員会（以下「評価委員会」という。）において行うものとする。

- 2 評価は、原則として依頼者が提出した資料に基づいて行うものとする。なお、評価委員会は、性能確認のために必要な試験や資料の提出を依頼者に求めることができるものとする。
- 3 評価の基準は、国等が定める技術指針等を参考に、評価を依頼された港湾関連技術の内容、開発の趣旨および開発目標に応じて性能の確認を主眼として評価委員会が定めるものとする。
- 4 評価期間及び評価委員会の開催回数は、原則として6ヶ月間及び3回とする。
- 5 申込み内容に虚偽等の問題が発生した場合、評価を中断し、受付け審査会を開催し、その対応方法を検討する。
- 6 前項の検討の結果、書類の変更などで対応できると判断された場合には、依頼者に対して必要な修正を求める。この場合新たな費用(評価委員会のやり直し等)が発生した場合には、第13条に従うものとする。
- 7 前5項において評価を中止することが妥当とされた場合には、直ちに評価作業を中止し、理由とともに依頼者へ通知するものとする。この場合、第13条に準じて協議する。

- 8 評価委員会の運営及び手続きは、本条のほか、「港湾関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領第8条に基づく評価委員会の運営について」に従って行うものとする。

(資料の説明)

第9条 評価委員会は、依頼者に対し、必要に応じ評価委員会に出席のうえ資料の説明を求めることができる。

(評価の過程で発生した工業所有権等)

第10条 評価の過程において必要となった試験または技術改良等の指導に関連して発生した工業所有権（出願権を含む。）の取扱いについては、沿岸センターと依頼者が協議してこれを定めるものとする。

(評価の報告)

第11条 沿岸センターは、評価を終了したときは、遅滞なく評価証及び評価報告書を取りまとめ、依頼者に送付するものとする。なお、用いる言語は日本語とする。

- 2 評価証について英語版の交付を希望する場合には、依頼者が英語版の原案を作成し沿岸センターへ提出するものとする。沿岸センターでその妥当性を判断し英語版評価証を交付する。

(所要経費)

第12条 第5条の所要経費は、申込料11万円（税込）及び評価費用330万円（税込）とし、依頼者が負担するものとする。なお、評価の過程で新たに性能確認のために試験等が必要となった場合は、その費用は依頼者が負担するものとする。

- 2 英語版評価証を希望する場合、英語版評価証発行料11万円（税込み）を依頼者が負担するものとする。

(所要経費の納入及び変更)

第13条 依頼者は第6条に規定する評価依頼承諾書の受領後、沿岸センターが発行する請求書に基づき納入するものとする。

- 2 依頼者が評価の途中において評価依頼を取下げた場合、または評価技術の性能が、開発の主旨、目標等に照らし確認できなかった場合は、その時点で評価作業を中止して依頼者と協議し、沿岸センターが評価に要した費用の精算を行うものとする。
- 3 所要経費に大幅な変更が予想される場合には、その時点で沿岸センターは、依頼者と協議するものとし、評価の終了が確定したときに、沿岸センターが評価に要した追加費用の精算を行うものとする。

(評価証の有効期間)

第14条 評価証の有効期間は5年間とする。

(評価証の更新)

第15条 評価証は、既取得時における記載事項に変更がない場合（または記載事項に部分的変

更を伴う場合も含む)、有効期間を更新して継続することが出来るものとする。

- 2 沿岸センターは、評価証の交付後あるいは評価証の更新後、4年経過した時点を目途に、評価証更新の時期を依頼者に通知するものとする。
- 3 評価証の更新を依頼しようとするものは、評価証更新依頼書に必要な資料を添えて有効期間の更新に支障のない時期に申し込むものとする。(部分的変更を伴う場合、変更箇所・理由等必要な資料を添えて申し込むものとする。)なお、正当な理由により、有効期間内の更新が困難な場合、有効期間を過ぎたのち1年間までは、更新の申し込みが行える(更新として審査する)ものとする。この場合、有効期間を過ぎた期間中の評価証は無効とする。
- 4 前項の資料は、評価証の写し、前有効期間の使用実績表、使用状況およびトラブルの有無等の資料とする。
- 5 沿岸センターは、受付け審査会を開催し前項の資料に基づき、評価証更新の是非を審査するものとする。
- 6 沿岸センターは、前項の受付け審査の結果、更新の対象として適当と認められたものについて、評価更新依頼承諾書を発行するものとする。なお、受付け審査の結果、適当と認められなかった場合については、その対応を依頼者と協議するものとする。
- 7 沿岸センターは、更新に当り、別途開催される評価委員会(または技術審査会)に報告し、承認を得るものとする。また、評価証の記載事項に部分的変更を伴う場合には、新規評価技術と同様、評価作業を実施した上で、評価委員会を開催し、承認を得るものとする。
- 8 評価証の更新が認められた技術については、有効期間を5年間として更新するものとし、新たに評価証を作成し依頼者に送付するものとする。評価証は、既取得時における記載事項に変更がない場合、有効期間を更新して継続することが出来るものとする。

(評価証更新の経費)

- 第16条 第15条の所要経費は、申込料11万円(税込)及び更新費用77万円(税込)を標準とし、依頼者が負担するものとする。なお、費用は沿岸センターの発行する請求書に基づき納入するものとする。
- 2 英語版評価証を希望する場合、英語版評価証発行料11万円(税込み)を依頼者が負担するものとする。

(評価証取得技術の技術内容の部分的な変更)

- 第17条 評価証取得技術の内容は、既取得時における評価証の記載事項に変更を伴い、かつ依頼者から提出された資料を基に技術内容の審査が可能なものについて、有効期間内に評価証取得技術の技術内容の部分的な変更を行うことが出来るものとする。なお、正当な理由により、有効期間内の技術内容の部分的な変更が困難な場合、有効期間を過ぎたのち1年間までは、技術内容の部分的な変更を伴う更新の申し込みが行える(部分的な変更として審査する)ものとする。この場合、有効期間を過ぎた期間中の評価証は無効とする。
- 2 評価証取得技術の技術内容の部分的な変更を行おうとする依頼者は、部分変更依頼書に必要事項を記入し、沿岸センターに資料を添えて依頼するものとする。
 - 3 前項の資料は、既取得時の評価証の写し、技術内容の部分的な変更内容を既取得時と変更依頼時で対比した資料ならびにこれを確認できる資料、変更依頼時までの使用実績または使

用状況を記した資料等、評価証取得技術の技術内容の部分的な変更に必要な全ての資料とする。

- 4 沿岸センター受付け審査会は、依頼者より提出された資料を基に、前第2項で依頼のあった評価証取得技術の技術内容の変更が部分的な変更にあたるか否かについての受付け審査を行うものとする。
- 5 沿岸センターは、前項の受付け審査の結果、評価証取得技術の技術内容の部分的な変更の対象として適当と認められたものについて、第5条第1項から第6項について依頼者と協議を行い、協議が整ったとき、部分変更依頼承諾書を発行するものとする。なお、部分的変更と認められなかったものについては、沿岸センターは別途依頼者と協議するものとする。
- 6 前項により部分変更依頼承諾書を発行したのものについて、沿岸センターは評価証取得技術の技術内容の部分的な変更にかかわる評価を行うものとする。
- 7 前項の評価は、原則として第8条から第10条を準用する。ただし、評価委員会の回数は評価委員会が適宜定めるものとする。
- 8 前第6項の評価が終了したとき、沿岸センターは、有効期間を既取得時の有効期間とする新たな評価証及び評価報告書を作成して依頼者へ交付するものとする。

(技術内容の部分的な変更依頼の経費)

第18条 第17条の所要経費は、申込み料11万円(税込)および費用165万円(税込)とし、依頼者が負担するものとする。なお、評価の過程で新たに性能確認のために試験等が必要となった場合は、その費用は依頼者が負担するものとする。

2 英語版評価証を希望する場合、英語版評価証発行料11万円(税込み)を依頼者が負担するものとする。

(評価証の取り消し)

第19条 沿岸センターは、次の項目に該当する場合は、受付け審査会又は評価委員会を開催し評価証の全部または一部を取消することができる。

- 一 依頼者が偽り、その他不正の手段により評価証を受けたことが判明した場合。
- 二 評価証取得技術(評価の範囲に限る)を原因とする事故等が発生した場合。
- 三 依頼者からの取消依頼があった場合。
- 四 依頼者が評価証取得技術について維持・継続することが困難と認められた場合。

2 前項の規定に該当したとき、沿岸センターは直ちに必要な処置を講じたことを依頼者に通知し(依頼者からの依頼があった場合を除く)、沿岸センターの費用によって登録を抹消又は変更するとともに、その旨を公表する。

3 前項における公表とは、沿岸センターが評価技術の普及の為にを行った評価証(写し)及び評価報告書の配布先への文書による連絡と、沿岸センターホームページへの掲載などをいう。

(評価技術の普及)

第20条 沿岸センターは評価の結果が、港湾、航路、海岸等の整備、利用、修復、保守、管理の技術の向上に役立つように、評価結果を沿岸センターのホームページ上にて公表するほか、評価証(写し)及び評価報告書の関係行政機関・関係団体等に配布、沿岸センター刊行物に掲載するなど、当該技術の普及が図れるよう努めるものとする。

実施要領の改訂履歴

発行：平成12年10月 1日

改訂：平成13年10月 1日 (記載内容の一部修正)

改訂：平成14年 7月10日 (記載内容の一部修正)

改訂：平成16年 7月30日 (法人名称変更に伴う修正)

改訂：平成21年 5月29日 (記載内容の一部修正)

改訂：平成24年 4月 1日 (法人名称変更に伴う修正)

改訂：平成26年 4月 1日 (記載内容の一部修正)

改訂：平成27年 1月16日 (記載内容の一部追加)

改訂：平成28年 8月 2日 (記載内容の一部追加)

改訂：令和 3年 9月29日 (記載内容の一部追加・修正)

改訂：令和 4年 7月 7日 (記載内容の一部修正)

改訂：令和 7年 4月 1日 (記載内容の一部修正)

改訂：令和 7年 11月25日 (記載内容の一部修正)

(別紙－１)

受付け審査基準

評価依頼技術について、以下に定める受付け審査基準に基づき、評価対象としての適否を審査するものとする。

- (１) 既存技術と比較し、施工性、経済性等の技術向上があり、実用性がある技術であること。
- (２) 依頼者において評価依頼技術の開発を終了しており、使用実績を有する、又は性能確認試験を行った技術であること。
- (３) 評価依頼技術内容の確認が、定量的に明確にできるものであること。
- (４) 評価依頼技術の使用マニュアルの整備がなされている、もしくはマニュアルに準ずる内容が依頼者提出資料に記載されていること。
- (５) 環境に対して悪影響がない技術であること。
- (６) 評価委員会が求める試験成果に相当する程度の試験データ解析結果の蓄積があり、審査に著しく労力、時間、経費を要するものでないこと。